詳細条件審査型一般競争入札（フレックス工期による契約方式）の
実施に係る掲示【電子入札対象案件】

標記について、希望者は下記により競争参加資格確認申請書等を提出されたく掲示する。

なお、本件は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の受付の際に「施工に関する取組み」等に関する資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

１　掲　示　日　平成29年６月27日

２　掲示責任者　独立行政法人都市再生機構中部支社
　　支社長　　伊藤　功

３　担当支社　〒460－8484　愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号
　　独立行政法人都市再生機構中部支社総務部経理課
　　電話052-968-3315

４　工事概要

(1)　工 事 名　２９－支－高森台土木修繕等工事（１街区）
　　（電子入札対象案件）

(2)　工事場所　愛知県春日井市高森台９－１－１他

(3)　工事内容　保全土木工事
　　（駐車場屋上、排水管、南側プレイロットの屋外修繕等）

①施設撤去工　舗装・フェンス・Ｕ型側溝撤去　一式
　　ベンチ9基　縁台2基　遊具等4基
　　パーゴラ３基　高木撤去1本 他

②園路広場整備工　AS舗装30㎡ CO舗装160㎡ 樹脂系舗装1,700㎡
　　土舗装80㎡　園路縁石工140ｍ 他

③汚水排水設備工　管更生180m 他

④植栽工　高低木8本　地被類1,650株　張芝200㎡ 他

⑤遊戯施設整備工　遊具3基

⑥サービス施設整備工　サイン6基　ベンチ・縁台5台 他

⑦雨水排水工　側溝8ｍ

⑧管理施設整備工　柵5ｍ

⑨建築施設組立設置工　パーゴラ7基

⑩その他　電気設備工20基 高圧洗浄700㎡
　　プランター8基 他

(4)　工期　平成29年８月30日～平成30年５月31日（当初設定工期：275日間）

※本工事の工事着工日については、工事着工期限日までの間で落札者が選択できることとする。

※工事着工期限日　平成29年10月13日

※当初設定工期とは、開札の翌日に工事着工した場合の工期である。

※契約工期

開札日の翌日から平成29年10月13日までに工事着工する場合

工事着工日から起算し、275日間を加算した工期

(5)　工事の実施形態

①　本工事は、フレックス工期による契約方式（受注者が一定の期間内で工事着工日（工期の始期日をいう。）を選択でき、書面によりこれが明確になっている契約方式）の試行工事である。

②　落札者となるべき者の入札価格が「低入札価格調査に関する事務取扱いについて」（独立行政法人都市再生機構平成16年度通達34-61）に定める調査基準価格に満たない場合は、低入札価格調査を行うので、調査に協力すること。

③　本工事は、競争参加資格確認申請書及び競争参加資格確認資料の受付の際に「企業の技術力」及び「施工計画」等に関する資料を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の工事である。

④　本工事は、一定の条件に該当する低入札価格調査対象工事業者の入札への参加を制限する等の試行工事である。

⑤　本工事は、低入札価格調査となった者と契約を行う場合、監理技術者等と同等の基準を満たす専任の技術者の追加配置を求める試行工事である。

⑥　本工事は、低入札価格調査となったものと契約を行う場合、低入札工事に対応した工事成績評定の厳格化を実施する試行工事である。

(6)　本工事においては、必要書類の提出及び入札等を電子入札システムにより行う。なお、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得た上で紙入札方式により行うことができる（詳細は、機構ＨＰ→入札・契約情報→電子入札→電子入札運用基準を参照。）。

5　競争参加資格

(1)　独立行政法人都市再生機構会計実施細則（平成16年独立行政法人都市再生機構達第95号）第331条及び第332条の規定に該当する者でないこと。

(2)　当機構中部地区における平成29･30年度の一般競争参加資格について、保全土木の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、支社長が別に定める手続に基づく一般競

争参加資格の再審査により保全土木の再認定を受けていること。)。

(3)　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

(4)　地理的条件について、次のいずれかの要件を満たす者であること。

①　愛知、岐阜又は三重県内に、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可を受けた本店、支店又は営業所があること。

②　愛知、岐阜又は三重県内に、建設業法(昭和24年法律第100号)に基づく建設業の許可を受けた本店、支店又は営業所がない者にあっては、当該県内において当機構発注修繕工事を元請けとして(5)に示す同種工事の施工実績を有すること。但し、地理的条件において、植物管理工事の施工実績は含まれない。

(5)　平成19年4月1日から競争参加資格確認申請書（以下、「申請書」という。）の提出期限までに、元請として完成した、１件当たりの請負金額が500万円以上の同種工事（①）を施工した実績（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）を有し、かつ、②の工事の施工実績を有すること。

①　同種工事は、居住中の中高層以上の共同住宅団地における、基盤整備工事（駐車場基盤又は擁壁を含む。)、道路・通路工事、排水工事又は植栽工事の内、複数を含む工事の実績であること。

②　工事規模としては、舗装工事Ａ＝500㎡以上、排水工事Ｌ＝50ｍ以上、および植栽工事Ａ＝100㎡以上（中高木30本、低木100本又は地被類500株以上でも可とする）のうち２つの工事を元請として完成した実績を有すること。なお、その実績は同種工事でなくてもよく、請負金額を問わない。

(6)　次に掲げる基準を全て満たす主任技術者又は監理技術者を本工事に配置できること。ただし、建設業法第26条第3項及び建設業法施行令第27条第1項に該当する場合は、当該技術者は専任とすること。また、工事の対象となる工作物に一体性若しくは連続性が認められる工事又は施工にあたり相互に調整を要する工事で、かつ、工事現場の相互の関係が10㎞程度の近接した場所において同一の建設業者が施工する場合には、同一の専任の主任技術者がこれらの建設工事（原則として２件程度）を管理できる。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次のものをいう。

・1級造園施工管理技士の資格を有する者

・技術士（建設部門又は農業部門の「農業土木」）の資格を有する者

・これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者

②　平成19年度以降に（平成19年４月１日以降で申請書の提出期限日までに工事が完成し、引渡しが済んでいるものに限る。）に元請けとして、

上記(10)に掲げる同種工事を、いずれか一つは、現場代理人、主任（監理）技術者又はこれと同等の役割を果たす者として施工した経験を有する者であること。但し、工事規模については問わないこことする。

③　監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

④　配置予定技術者は、競争参加希望者と直接的、かつ、恒常的な雇用関係があること。

なお、恒常的雇用関係とは申請書の提出日以前に３か月以上の雇用関係があることをいう。

(7)　申請書及び競争参加資格確認資料（以下「資料」をいう。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、当機構から本件工事の施工場所を含む区域を措置対象区域とする指名停止を受けていないこと。

(8)　上記４に示した工事に係る設計業務等の受注者又は当該受注者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

(9)　当支社（所管事務所を含む。）発注の工事成績について、資料の提出期限日前１年以内の期間において60点未満のものがないこと。

(10) 工事請負契約の履行に当たって不誠実な行為があり、工事請負業者として不適当であると認められる者でないこと。なお、不誠実な行為とは、当機構発注工事において、重大な瑕疵が認められるにもかかわらず、瑕疵の存在自体を否定する等の行為をいう。

(11) 暴力団または暴力団員が実質的に経営を支配する者またはこれに準ずる者でないこと（詳細は、機構HP→入札・契約情報→入札心得、契約関係規定→入札関連様式及び標準契約書等→標準契約書等について→別紙暴力団又は暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者を参照。)。

(12) 平成27年４月1日以降に当機構が中部地区で発注した工事種別「保全土木」において調査基準価格を下回った価格をもって保全工事を契約し、工事成績評定に68点未満がある者（共同企業体又は共同企業体の構成員が該当する場合を含む。）で、当機構が発注した工事種別「保全土木」で調査基準価格を下回った価格をもって入札し、調査基準価格を下回った価格で保全工事を契約し施工中の者は、資料の提出期限において当該工事が終了し、品質・出来形等の確認が完了していること。

(13) 低入札価格調査対象となった場合には、主任技術者又は監理技術者と同等の資格要件を有する専任の技術者を１名以上追加配置できること。

なお、追加配置する専任の技術者名簿については、低入札価格調査時に資格要件等の確認できる書類を添付して報告すること。

(14) 総合評価に係る「施工計画」等が適正であること。

(15) 以下に定めるいずれかの届出の義務があり、当該義務を履行していない建設業者でないこと。

・健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による届出の義務

・厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による届出の義務
・雇用保険法（昭和49年法律第116号）第７条の規定による届出の義務

6　総合評価に係る事項

(1)　入札の評価に関する基準

本工事の総合評価に関する評価項目、評価基準及び得点配分は、入札説明書別添３「「施工に関する取組み」等の評価項目、評価基準及び得点配分等について」のとおりとする。

なお、設計図書（設計図、現場説明書、基盤整備工事共通仕様書等）に規定されている取組みや一般的な取組み、及び具体的・効果的な内容ではない提案には評価点は付与しない。

(2)　総合評価の方法

上記(1)の入札の評価に関する基準に示す評価項目の取組み等が適切又は一般的なものには標準点100点を与え、さらに優れた取組等に上記(1)により加算点（最大20点）を与える。

(3)　落札者の決定方法

①　入札参加者は「価格」と「企業の技術力」、「配置予定技術者」及び「施工計画」をもって入札を行い、入札価格が当機構であらかじめ作成した予定価格の制限の範囲内である者のうち、上記(2)によって得られる標準点及び加算点の合計を入札価格で除した数値(以下「評価値」という。)のもっとも高い者を落札者とする。

・評価値＝（標準点＋加算点）/入札価格

なお、評価値の最も高い者が２者以上ある時は、くじ引きにより落札者となる者を決定する。

ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当と認められるときは、予定価格の制限の範囲内で、当機構の求める最低限の要求要件を全て満たした他の者のうち、評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

②　①のただし書きに該当し、入札（見積）心得書第９条第２項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書（別添様式）として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評定点を減ずる。

(4)　提案項目の評価

提案項目の評価については、「評価する（加点)」、「評価せず（加点なし・履行判断は受注者による)」、「不適切（実施不可)」に区分し、入札前に通知する。

(5)　評価内容の担保

落札者の掲示した「施工計画」のうち、「評価する」とした項目については、全て契約内容となるものであり、契約後、速やかに入札説明書の別添２「施工計画（及び技術提案）の履行に係る覚書」を締結する。

また、「評価する」とした項目について、履行状況から受注者の責により実施されないと判断された場合は、工事成績評定を減ずることとし、程度に応じて最大20点を減ずるものとする。

(6)　失格要件

「施工計画」に関する記述は必須項目であるため、未提出・白紙提出の際は提出書類不備により失格とする。標準案によるとして提案を行わない場合は「提案なし」と記載すること。

7　入札手続等

(1)　入札説明書、設計図面及び現場説明書等の交付期間、方法等

入札説明書は、平成 29 年６月 27 日（火）から平成 29 年７月 12 日（水）まで中部支社ホームページにて掲示を実施する。

(2)　設計図面及び現場説明書等は、ＣＤ－Ｒデータにより無償にて交付する。ただし、発送に係る費用は、交付希望者の負担とする。交付を希望する場合は、添付している「図面等交付申込書」を下記の受付期間中にＦＡＸにて送付し、申し込むこと。ＦＡＸ受領日より、３営業日後までに到着するように独立行政法人都市再生機構中部支社コピーセンター受注業者「株式会社ヤマイチテクノ」から着払い便にて発送する（土曜日及び日曜日は、営業日として数えない）。３営業日を過ぎても到着しない場合は、ＴＥＬにて確認すること。

ＦＡＸ受付期間：　平成29年６月27日（火）から平成29年７月12日（水）まで但し、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時30分から午後５時まで

ＦＡＸ番号等：　独立行政法人都市再生機構中部支社
総務部経理課
ＦＡＸ：052-968-3295
ＴＥＬ：052-968-3315

(3)　申請書及び資料の提出期間、場所及び方法

提出期間：　平成29年６月27日（火）から平成29年７月12日（水）（競争参加資格の確認の基準日という。）までの土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前10時から午後4時まで（ただし、正午から午後1時の間は除く。）

提出場所：　電子入札システムによる場合は、上記３に同じ。

提出方法：　申請書及び資料は電子入札システムで提出すること。ただし、やむを得ない事由により発注者の承諾を得て紙入札

方式による場合は、担当者に事前連絡を行った上、内容を説明できる者が下記へ持参するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けない。

〒460-8484
愛知県名古屋市中区錦三丁目5番27号
錦中央ビル７階
独立行政法人都市再生機構中部支社
住宅経営部ストック技術課　電話052-968-3172

(4)　入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

①　入札の締切日時及び入札書の提出方法

入札日時：　平成29年８月21日（月）正午まで

提出方法：　電子入札システムにより提出すること。ただし、発注者の承諾を得た場合は、上記３に持参すること（郵送又は電送によるものは受け付けない。）。

②　開札の日時及び場所

日　　時：　平成29年８月22日（火）午前10時

場　　所：　〒460－8484
愛知県名古屋市中区錦三丁目５番２７号
錦中央ビル６階
独立行政法人都市再生機構中部支社
総務部経理課

８　その他

(1)　入札保証金及び契約保証金

①　入札保証金　免除

②　契約保証金　納付。ただし、金融機関又は保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(2)　入札の無効

本掲示に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(3)　落札者の決定方法　６(3)による。

(4)　入札(見積)心得書第９条第２項に定める低入札価格調査の結果、契約内容に適合した履行がなされると認められた場合、入札者が履行可能な理由として説明した事項を確認書(別添様式)として締結し、確認書の内容に不履行等が認められた場合には、工事成績評価点を減ずる。

(5)　当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無　　無

(6)　一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加

上記５(2)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も上記７(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、下記のとおり事前に一般競争参加資格の申請を行った上、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けなければならない。

提出期間：　平成 29 年６月 27 日（火）から平成 29 年７月５日（水）まで。

但し、上記期間中の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前９時30 分から午後５時まで（但し、平成29年７月５日（水）は、午後４時まで）

提出場所：　上記３に同じ

提出方法：　上記提出場所へ持参又は郵送することにより行うものとする。郵送の場合、上記提出期間必着のこと。

(7)　詳細は入札説明書による。

(8)　当該工事において、入札に参加する者が関係法人１者だった場合は、当該工事を中止し、再公募を実施する。

(9)　独立行政法人が行う契約情報の公表について

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人への再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のホームページで公表することとしますので、所要の情報の当方への提供及び情報の公表に同意の上で、応札若しくは応募又は契約の締結を行っていただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応札若しくは応募又は契約の締結をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了知願います。

また、応札若しくは応募又は契約の締結を行ったにもかかわらず情報提供等の協力をしていただけない相手方については、その名称等を公表させていただくことがあり得ますので、ご了知願います。

①　公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

イ　当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること

ロ　当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること

②　公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、工事、業務又は物品購入等契約の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

イ　当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名

ロ　当機構との間の取引高

ハ　総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨
３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

ニ　１者応札又は１者応募である場合はその旨

③　当方に提供していただく情報

イ　契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）

ロ　直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

④　公表日
契約締結日の翌日から起算して７２日以内

(10) 入札説明書の別記様式及び別添資料については、交付資料（ＦＡＸ申込）を発送する際にＣＤデータ化したものを同封する。

(11) 申請書及び資料に関する問い合わせ先

①申請書及び資料について
住宅経営部ストック技術課
電話　052－968－3172

②平成29・30年度の一般競争参加資格・電子入札システムについて
総務部経理課
電話　052-968-3315

以　上

FAX専用

独立行政法人都市再生機構
詳細条件審査型一般競争設計図面及び現場説明書等
申 込 書

申込日：平成　　年　　月　　日

工　事　件　名		２９－支－高森台土木修繕等工事（１街区）
申込者	貴 社 名	
	御 住 所 （送付先）	〒
	御連絡先 （電話番号）	
	御担当者名	
備考	特定の曜日を避けて配送を希望される場合は、こちらに御記入ください。	

※設計図書等は、申し込み後３営業日までにお手元に到着する予定で発送いたします。

【申込先】　独立行政法人都市再生機構中部支社
　　総務部経理課
【送信先】　FAX　052－968－3295
【問合せ先】独立行政法人都市再生機構中部支社
　　総務部経理課 TEL　052－968－3315

※この申込書は、独立行政法人都市再生機構中部支社から、設計図書等を発送するために、コピーセンター受注業者株式会社ヤマイチテクノに開示、使用されます。